

目的の異なる6つの事業で住環境の整備を支援 スマートウェルネス住宅等推進事業とは？

高齢化の進行などを背景に、住まいに求められる役割が変化する中、国土交通省は「スマートウェルネス住宅推進事業」を推進しています。スマートウェルネス住宅とは「高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境」のことを指し、単なるバリアフリー住宅ではなく、住宅性能の向上に加え、見守り・生活支援・福祉サービスとの連携まで含めて居住者の暮らしを支える点が特徴です。

スマートウェルネス住宅推進事業における「6つの事業」

1. サービス付き高齢者向け住宅整備事業
2. セーフティネット住宅改修事業
3. 人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業



4. みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業
5. 地域生活拠点型再開発事業
6. 子育て支援型共同住宅推進事業



今回は、この中から「6. 子育て支援型共同住宅推進事業」についてご紹介します。

子育て支援型共同住宅推進事業は、子育て世帯にとって安全・安心な住まいを実現するため、子どもの安全・安心対策や子育て期の親同士の交流機会の創出に関する施設の設置への支援を行います。

補助対象

- 賃貸住宅の新築・改修
- 分譲マンションの改修

補助率

- 新築: 事業費の1/10
- 改修: 補助対象工事費の1/3

補助を受ける者（交付申請者）

賃貸住宅建設型

- ・ 賃貸住宅所有者（オーナー）

賃貸住宅改修型

- ・ 賃貸住宅所有者（オーナー）
- ・ サブリース事業者（賃貸住宅所有者から改修の許諾を得ている場合）
- ・ 賃借人（自身が子育て世帯であり、かつ賃貸住宅所有者から改修の許諾を得ている場合）

マンション改修型

- ・ 区分所有者（自身が子育て世帯である居住者）
- ・ マンション管理組合

※ 宅配ボックスの設置は、子育て世帯が居住世帯の3割以上である共同住宅（賃貸住宅・分譲マンション）の改修に限る。※ 宅配ボックスの設置に係る補助対象工事費は、事業費に子育て世帯の入居率を乗じた額とし、補助額は、50万円/棟を限度とするとともに、その他の費用とあわせて120万円/戸を限度とする。

補助対象事業

テーマ		対象工事	補助上限額
子どもの安全確保	住宅内での事故防止	● ドアや窓での指つめや指はさみの防止工事 ● 衝突による事故の防止工事 ● 転倒による事故の防止工事 ● 転落による事故の防止工事 ● 危険な場所への進入や閉じ込みの防止工事 ● 感電や火傷の防止工事 	【新築】125万円／戸 【改修】120万円／戸 (※)
	子どもの様子の見守り	子どもの様子を把握しやすい間取りの整備 	
	不審者の侵入防止	不審者の侵入の防止工事 	
	災害への備え	災害時の避難経路の安全の確保工事	
防犯安心性の確保		宅配ボックスの設置	【新築】625万円／棟 【改修】600万円／棟
居住者間の交流を促す施設の設置		親の孤独・孤立対策	

事業の要件

	賃貸住宅建設型	賃貸住宅改修型	マンション改修型
①	賃貸住宅の入居者（世帯）又は分譲マンションの居住者が、特定子育て世帯（※1）であること（※2）。 ※1 小学生以下の子どもを養育している世帯 ※2 賃貸住宅においては、募集開始から3か月間は特定子育て世帯に限定して入居者募集を行うこと。3か月以上の間、入居者を確保できない場合は、特定子育て世帯以外の者を入居させることができる。		
②	住戸の専有部分が40㎡以上であること。		
③	対象住戸を含む建物は新耐震基準に適合していること。		
④	建物の所在地が要領で定める立地抑制区域に該当しないこと。		
⑤	上記①～④の要件を満たし、かつ「子どもの安全確保に資する設備の設置」を整備する住戸が1棟当たり5戸以上であること。		
⑥	階数が2階以下、かつ、床面積が300㎡以下の木造建築物の場合は、構造計算又は公布後の壁量等の基準により構造安全性が確かめられたものであること。		
⑦	「居住者等による交流を促す施設」を整備する場合、上記①～③の要件を満たし、かつ「子どもの安全確保に資する設備の設置」の実施必須事項の整備水準を満たす住戸が1棟当たり5戸以上であること。		

裏面でも『子育て支援型共同住宅推進事業』についてご紹介しています。

裏面へ

宅配ボックスの設置のみを対象とする場合は以下の通りです。

事業の要件

	賃貸住宅改修型	マンション改修型
①	補助対象共同住宅における子育て世帯（※）の入居率が3割以上であること。 ※18歳未満の子どもを養育している世帯	
②	補助対象共同住宅のすべての住戸が、子どもの転落による事故防止対策に係る（1）または（2）の措置が講じられていること。 （1）バルコニーの手すり:子どもの転落を防止するための構造の手すりが設置されていること。 （2）バルコニーに面する窓:小さな子どもがひとりで勝手にバルコニーに入れないよう一定の措置がとられたクレセント錠が設置されていること。	
③	補助対象共同住宅の住戸の専有部分の平均が約40㎡以上であること。	
④	補助対象共同住宅は新耐震基準に適合していること。	

補助を受ける者（交付申請者）

賃貸住宅改修型

- ・賃貸住宅所有者（オーナー）・サブリース事業者（賃貸住宅所有者から改修の許諾を得ている場合）

マンション改修型

- ・マンション管理組合



子育て支援型共同住宅推進事業の詳細はこちら



羽田空港第2ターミナルの北側コンコースにハウステックの広告が登場！

2026年5月1日より、北側到着コンコースに大型電照看板の掲出をスタートしました。波や風を連想させる「フレッシュグリーン」のラインには、お客様や社会との“つながり”への想いを込めています。飛行機を降りたその先で、ハウステックがお出迎え。羽田空港をご利用の際は、ぜひチェックしてみてください！

掲載場所 国内線ANA(全日本空輸)/エア・ドゥ(ADO)/ソラシディア(SNA)の飛行機で羽田に到着した方が利用するコンコース



施工事例コンテスト 2026開催

7/31(金)まで



ハウステック商品をご採用いただいたプロユーザー様から施工事例を募集し、優秀な作品を表彰する「ハウステック施工事例コンテスト2026」を開催しております。ハウステック商品と調和し、お施主様の理想を叶えた魅力的な作品をぜひご応募ください。

応募はこちら



受賞作品を詳しく紹介！

写真だけでは伝えないこだわりをしっかりと紹介させていただきます！




受賞作品は弊社HPおよびInstagramでご紹介させていただきます！

Instagram フォロワー約3.6万人にPR！

※2026年6月12日時点

多くの方がチェックしているプラットフォームだからこそ、幅広い年代の方に作品をご覧いただくチャンスです。




編集後記

入居者にとって、子どもが安全に暮らせる住居は安心感につながります。また、子育て世帯が暮らしやすい住環境の整備を検討している方にとって活用しやすい補助金となっているので、一度対象になるか確認してみるのもおすすめです。

ハウステック
公式SNSで
情報発信中！

